

「白岡市行政評価委員会条例（案）」に対するパブリックコメントの結果

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 意見募集期間 | 平成28年12月9日（金）～平成29年1月10日（火） |
| 2 | 実施場所 | 市役所、保健福祉総合センター、中央公民館、コミュニティセンター及び市公式ホームページ |
| 3 | 提出意見数 | 1名1件 内容は下記「意見の内容欄」のとおり。 |
| 4 | 市の対応方針 | 下記「意見に対する市の考え方」のとおり。 |

記

意見の内容	意見に対する市の考え方
<p>○本委員会は言うまでもないが、市議会議決の条例設置委員会であるが、所轄し審議する対象は第2条の規程にあるとおり行政評価の実施方法及び市（行政）実施の行政評価の結果について外部評価に関することである。従って市（行政）との関係に於いては高度の客観性と独立性が求められる性質の委員会であると考えられる。そのことを踏まえて以下の通り意見提起を行いたい。</p> <p>1) 委員構成について 公募委員を全体の過半とする。 (理由) 公募委員以外の委員は基本的に市（行政）推薦委員となる訳で、本委員会に求められる高度の客観性と市（行政）からの独立性の観点からするとこれは好ましくないと考えられ、公募委員を過半とすることに妥当性がある。</p>	<p>→本委員会は、地方自治法第138条の4第3項の規定により、本条例に基づき、市の附属機関として設置しようとするものです。 このようなことから、本委員会には客観的かつ公正な立場での調査・審議が求められますが、市から独立した機関とはなりません。</p> <p>→本委員会は、地方自治や財政制度に関する専門的な知識、また、本市の実情に対する理解が必要となります。 このようなことから、本委員会では、委員構成を「学識経験を有する者」と「公募に応じた者」それぞれ半数とすることを考えています。</p>

2) 市長推薦委員の削除

(理由) 第3条第3項に「その他市長が必要と認める者」との条項があるが、審議・評価対象である市の首長である市長が推薦する委員というのは、本委員会に求められる客観性と独立性に明らかに矛盾するものである。条項削除が妥当である。

以上

→現在、市では、女性委員の積極的な登用や幅広い年代の方の参画などを進めております。

「その他市長が必要と認める者」は、上述の考えのもと、委員構成に偏りが生じる恐れがある場合には、学識経験者、公募委員以外の委員を委嘱することが必要となる場合もあると考え、規定しているものです。

以上